

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課 **地域交流部** 港湾課

法令名	港 湾 法			法令番号	昭和25年法律第218号			
手続名	工事許可			根拠条項	法第37条第1項			
審 査 基 準	次の場合に許可を行う。  1 港湾施設の建設を行う場合は、当該港湾施設が暫定的なものである場合を除き、港湾計画等により位置付けられていること。 2 他の港湾施設の維持及び整備に支障を与えないこと。 3 工作物等を設置する場合、安全な構造であること。 4 土砂採取、危険物等の設置等、他の法令により規制を受ける行為をする場合は、当該規則に従うこと。 5 周辺の船舶の航行に支障を与えないこと。 6 近傍に立地する事業者の事業活動に支障を与えないこと。 7 環境を悪化させるおそれがないこと。							
	受付 機関	各土木事務所	処理 機関	各土木事務所	交付 機関	各土木事務所	標準処理期間 30日 標準経由期間 日	目次 No.